沖縄県	那　覇	14　15　16	1	平　良	14　15　16	0.1
				石　垣	33　35　36	0.1
				石　垣 (川平)	19　20　21	0.03
				今帰仁	32　34　42	0.03

［(注１）～（注５）　略］

［削る］

［第６・第７　略］

沖縄県	那　覇	14　15　16	1	平　良	14　15　16	0.1
				石　垣	33　35　36	0.1
				石　垣 (川平)	19　20　21	0.03
				今帰仁	14　15　16 34　32　42	0.03

［(注１）～（注５）　同左］

（注６）　周波数（チャンネル番号）の欄中、上下２段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を表す。

［第６・第７　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した傍記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

この告示は、平成三十年十一月一日から施行する。ただし、変更後の第１の４並びに第５の１及び２の⑵の規定は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第二百八号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第二十条の二の規定に基づき、結核医療の基準（平成二十一年厚生労働省告示第十六号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年四月十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第２　化学療法	第２　化学療法
１　（略）	１　（略）
２　薬剤の種類及び使用方法	２　薬剤の種類及び使用方法
⑴　抗結核薬	⑴　抗結核薬
ア　抗結核薬の種類は、次に掲げるとおりとする。	ア　抗結核薬の種類は、次に掲げるとおりとする。
㋐～㋖　（略）	㋐～㋖　（略）
㋗　ＢＤＱ　ベダキリン	（新設）
イ　抗結核薬の選定における留意事項は、次に掲げるとおりとする。	イ　抗結核薬の選定における留意事項は、次に掲げるとおりとする。
㋐～㋒　（略）	㋐～㋒　（略）
㋓　ＤＬＭ及びＢＤＱは、患者の結核菌がＩＮＨ及びＲＦＰに対して耐性を有する場合に限って使用する。ＤＬＭ又はＢＤＱ以外の３剤以上と併用して、これを使用することを原則とする。ただし、外科的療法を実施する場合には、ＤＬＭ又はＢＤＱ以外の１剤又は２剤と併用して、これを使用することができる。 また、ＤＬＭ又はＢＤＱ以外の３剤以上と併用することができないことを理由として、ＤＬＭ又はＢＤＱ以外の１剤又は２剤と併用することを検討する際には、薬剤に対して耐性を有する結核菌の発現の防止と結核の治療効果の両面から慎重な検討を要する。	㋓　ＤＬＭは、患者の結核菌がＩＮＨ及びＲＦＰに対して耐性を有する場合に限って使用する。ＤＬＭ以外の３剤以上と併用して、これを使用することを原則とする。ただし、外科的療法を実施する場合には、ＤＬＭ以外の１剤又は２剤と併用して、これを使用することができる。 また、ＤＬＭ以外の３剤以上と併用することができないことを理由として、ＤＬＭ以外の１剤又は２剤と併用することを検討する際には、薬剤に対して耐性を有する結核菌の発現の防止と結核の治療効果の両面から慎重な検討を要する。
ウ　（略）	ウ　（略）
⑵　（略）	⑵　（略）